

第 48 期

定時株主総会 招集ご通知

Helios Techno



開催
日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時

開催
場所

東京都中央区日本橋3-6-2
日本橋フロント6F AP日本橋

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

定時株主総会決議ご通知の郵送廃止及び報告書廃止のお知らせ

地球環境への配慮の観点から、本定時株主総会より「定時株主総会決議ご通知」（以下、「決議ご通知」）の書面での郵送を廃止いたします。なお、決議ご通知は当社ウェブサイトに取り続き掲載いたします。

また、決議ご通知とともに郵送しておりました「報告書」につきましても、「定時株主総会招集ご通知」と内容が一部重複しており、また、主要な情報は当社ウェブサイトに掲載していることから、第48期分より廃止いたします。なお、「中間報告書」は引き続き発行いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。また、株主様との懇親会もございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

証券コード：6927

証券コード：6927
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日 2024年5月28日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目11番10号
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
代表取締役社長 佐藤 良久

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第48期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.heliostec-hd.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスして、「株主・投資家向け情報」「IR イベント」「株主総会」の順に選
択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6
月19日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに議決権をご行使くださいますようお願い
申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋3-6-2
日本橋フロント6F AP日本橋

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第48期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 4. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセス頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年6月19日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせ下さい。
 - ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
電話 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く)

<機関投資家の皆様へ>

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当社は経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定した配当を継続しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。よって当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円 総額635,175,065円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月21日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	さとう よしひさ 佐藤 良久 (1961年3月10日生)	2009年7月 ナカンテクノ株式会社入社 同社取締役社長就任 2010年1月 同社代表取締役社長就任（現任） 2012年6月 当社取締役就任 2016年10月 株式会社リードテック代表取締役会長就任 2018年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2022年5月 株式会社リードテック代表取締役会長就任 2022年12月 フェニックス電機株式会社代表取締役社長就任 2022年12月 株式会社ルクス代表取締役社長就任（現任）	73,939株	なし
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社及び当社グループの取締役を歴任し、主として液晶関連の製造装置事業を管掌しております。長年に亘る経営者としての豊富な経験と技術的な見識を含め幅広い知見を有しており、今後の当社及び当社グループの企業価値向上につながる中期計画の推進及び当社グループ経営の要として欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	あきば やすし 秋葉 泰 (1967年9月3日生)	2011年8月 ナカンテクノ株式会社入社 2012年5月 同社取締役管理部部長就任 2016年10月 株式会社リードテック監査役就任 2019年5月 当社統括管理部部長就任 2019年6月 当社取締役統括管理部部長就任 2020年6月 当社常務取締役事業企画開発室室長兼統括管理部部長就任 2020年12月 当社常務取締役事業企画開発室室長就任 2021年5月 ナカンテクノ株式会社取締役社長室室長就任 2021年11月 当社常務取締役事業企画開発室室長兼統括管理部部長就任 2022年5月 当社常務取締役社長室室長兼統括管理部部長就任 2022年5月 フェニックス電機株式会社取締役就任 2022年10月 株式会社ルクス取締役就任 (現任) 2024年3月 フェニックス電機株式会社代表取締役社長就任 (現任) 2024年4月 当社常務取締役社長室室長就任 (現任)	45,666株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの取締役を歴任し、主として管理部門を管掌しております。長年に亘る経営管理全般の豊富な経験及び幅広い知見を有しており、当社及び当社グループの経営に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
3	なぐら けいた 名倉 啓太 (1971年1月11日生)	1998年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会所属) 淀屋橋合同法律事務所 (現 弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所 (現任) 2002年2月 第一東京弁護士会に登録換 2017年6月 株式会社マイスターエンジニアリング 監査役就任 2020年6月 当社取締役就任 (現任) 2021年3月 DIC株式会社監査役就任 (現任)	一株	なし
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士としての豊富な知見と経験を有しており、企業法務に精通する専門家としての見地から、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
4	きのした れいこ 木下 玲子 (1964年7月3日生)	1987年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年4月 リーマン・ブラザーズ証券会社 ヴァイス・プレジデント就任 2002年10月 株式会社東京スター銀行シニア・ヴァイス・プレジデント就任 2005年7月 エスビーアイ・キャピタル株式会社 （現 SBIキャピタル株式会社） 取締役執行役員常務就任 2006年1月 SBI債権回収サービス株式会社 代表取締役COO就任 2006年6月 SBIキャピタルソリューションズ株式会社 （現 アドミラルキャピタル株式会社） 代表取締役就任（現任） 2007年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務就任 2008年7月 SBIレセプト株式会社代表取締役就任 2011年5月 株式会社Doフィナンシャルサービス 代表取締役就任（現任） 2018年6月 東日本信販株式会社代表取締役就任（現任） 2020年6月 当社取締役就任（現任） 2021年2月 株式会社ユニファイナンス 代表取締役就任（現任） 2022年5月 フェニックス電機株式会社取締役就任（現任） 2022年12月 ウィスタリアン株式会社代表取締役就任（現任）	一株	なし

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

同氏は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と金融及び投資の専門家としての見地から、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を担っていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注)
1. 名倉啓太及び木下玲子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 当社と名倉啓太氏及び木下玲子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。名倉啓太及び木下玲子の両氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
 4. 木下玲子氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
 5. 名倉啓太及び木下玲子の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって4年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役鬼塚達哉氏及び四宮章夫氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	経歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	おに つか たつ や 鬼塚達哉 (1958年7月7日生)	1982年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2002年4月 同行深江支店支店長就任 2009年7月 ナカンテクノ株式会社入社 同社生産管理部部長就任 2010年5月 同社取締役生産管理部部長就任 2011年12月 同社取締役版事業部部長就任 2019年9月 当社内部監査室室長就任 2020年6月 当社監査役就任（現任） 2023年5月 フェニックス電機株式会社監査役就任（現任）	一株	なし
<p>【監査役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの取締役を歴任し、当社グループの経営全般に関する豊富な経験と知見を有しており、また内部監査業務も経験していることから、監査役会の実効性の向上に適任であると判断し、引き続き監査役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	経歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	木内敬 (1969年11月23日生)	1998年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2006年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年4月 金融庁検査局出向 2013年5月 長島・大野・常松法律事務所復帰 2019年8月 三浦法律事務所パートナー(現任) 2020年2月 公認会計士再登録	一株	なし
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、弁護士及び公認会計士として豊富な経験と専門的な知識を有しており、企業法務及び財務会計の視点から、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮していただけると判断し、新たに社外監査役候補者としております。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>				

- (注) 1. 木内敬氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社と鬼塚達哉氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、木内敬氏についても原案どおり選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社監査役に再任又は選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
4. 木内敬氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役及び監査役の経験・専門性のスキル・マトリックス

氏名	地位	企業経営	研究開発・ 技術・製造	営業・ マーケティング	財務会計	投資・M&A	法務・ コンプライアンス	人材開発・ ダイバーシティ
佐藤 良久	代表取締役社長	●	●	●		●		
秋葉 泰	常務取締役	●			●	●		●
名倉 啓太	社外取締役				●	●	●	●
木下 玲子	社外取締役	●		●		●		
鬼塚 達哉	常勤監査役	●		●			●	
鈴木 智子	社外監査役				●		●	●
木内 敬	社外監査役				●	●	●	

(注) 上記一覧は、各人が有する全ての専門性と経験を記載するものではなく、特に期待する分野について記載したのになります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
やぎ たけ ひこ 八木竹彦 (1947年8月27日生)	1971年4月 川崎重工業株式会社入社 2002年4月 川重防災工業株式会社監査室長就任 2003年7月 同社常勤監査役就任 2007年7月 エア・ウォーター株式会社 監査室部長就任 2012年8月 ナカンテクノ株式会社監査役就任(現任) 2020年5月 株式会社リードテック監査役就任(現任)	一株	なし
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 同氏は、監査役としての豊富な経験を有しており、その経験を当社の監査に活かすことができると判断し、引き続き社外監査役の補欠監査役候補者としております。			

- (注) 1. 八木竹彦氏は、社外監査役の補欠監査役候補者であります。
2. 八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の定めに基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、八木竹彦氏が社外監査役に就任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
4. 当社は、八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、個人消費や企業収益の改善がみられるなど緩やかな回復傾向で推移しました。しかしながら、世界経済は依然として、ウクライナ情勢の長期化や中東地域での紛争、エネルギー価格の高騰、原材料不足による供給面での制約、さらには円安やインフレ懸念の影響により、先行き不透明な状況で推移しました。

また、当社グループの主要マーケットである中国を中心としたアジア市場においても、中国政府による各種経済政策により、一部景気に持ち直しの動きがみられるものの、設備投資への意欲は依然として慎重な姿勢がみられ、先行き不透明な状況で推移しました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、前期と比べ28億83百万円(36.1%)増収の108億71百万円となり、営業利益は10億50百万円(248.8%)増の14億72百万円、経常利益は9億93百万円(201.8%)増の14億85百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は20億20百万円(745.1%)増の22億91百万円となりました。

なお、当社グループの政策保有株式の保有方針に基づき、保有資産の効率化及び財務体質の強化を目的として、当社連結子会社が有する投資有価証券を売却したことにより、第2四半期連結累計期間において投資有価証券売却益（特別利益）16億53百万円を計上しております。

セグメント別の業績は、次のとおりとなります。各金額については、セグメント間の内部取引を含んだ金額を記載しております。

① ランプ事業

ランプ事業につきましては、産業用ランプの主力製品である露光装置用光源ユニット用ランプの出荷が順調に推移したこと、一般照明ランプの拡販地域で補助金が付加されたことによる需要増、及び評価期間が延長されていた産業用LEDの一部製品が当連結会計年度に納入されたことにより、計画を上回って推移いたしました。

なお、産業用LED等につきましては、引き続き将来の事業の柱となるよう積極的な営業展開と顧客ニーズに合わせた製品開発に注力するとともに、量産化に対応した生産体制の確立、販路拡大を推進してまいります。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比7.8%増の27億9百万円、セグメント利益は2億73百万円（前期はセグメント損失19百万円）となりました。

② 製造装置事業

製造装置事業につきましては、当社グループの主力製品である配向膜印刷装置やインクジェット印刷装置、露光装置用光源ユニットの出荷・検収が第3四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中しておりましたが、概ね順調に推移いたしました。

今後、インクジェット印刷装置等は曲面や異形な面等への印刷で、幅広い業種において採用が見込まれております。多種多様なニーズに対応できる技術開発を継続するとともに、様々な用途で採用されるよう拡販を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比49.4%増の82億11百万円、セグメント利益は前期比82.6%増の16億31百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2億40百万円であり、ランプ事業42百万円、製造装置事業1億69百万円、その他29百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第45期 2021年3月期	第46期 2022年3月期	第47期 2023年3月期	第48期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売 上 高	8,079	8,952	7,987	10,871
経 常 利 益	630	577	492	1,485
親会社株主に帰属する当期純利益	391	414	271	2,291
1株当たり当期純利益	21円62銭	22円87銭	14円95銭	126円29銭
純 資 産	13,418	13,746	15,013	16,153
総 資 産	15,543	15,953	17,639	20,899
1株当たり純資産額	740円55銭	758円13銭	827円45銭	890円13銭

(注) 1. 第46期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第46期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 第45期及び第46期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
フェニックス電機株式会社	90百万円	100.0%	露光装置用光源ユニット、プロジェクター用ランプ、産業用LED、ハロゲンランプ、一般照明等の製造・販売
ナカンテクノ株式会社	490百万円	100.0%	液晶製造配向膜印刷装置等の産業機器の製造・販売
株式会社ルクス	30百万円	100.0% (100.0%)	各種照明用ランプ及び電気照明器具の販売
株式会社リードテック	20百万円	100.0% (100.0%)	各種製造機械設備の設計、製作及び販売

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

長期化するウクライナ情勢や中東地域での紛争、エネルギー価格の高騰、原材料不足による供給面での制約、さらには円安やインフレ懸念の影響により、内外の経済情勢は引き続き不透明で予断を許さない状況が続くものの、AIやIoTなど新しい技術への投資は今後も拡大するものと見込んでおります。

このような経営環境のなか、当社グループは新たなものづくりを支える生産技術への投資やDXの推進、生産性向上に向けた設備投資を積極的に行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する新たな成長分野の開拓、新製品の開発に取り組んでまいります。

また、人材戦略を重要な経営課題と認識し、中長期的な企業価値向上に資する次世代リーダーの育成、国際性や女性の登用等に配慮したダイバーシティへの対応を推進してまいります。

当社グループの中核事業を営むフェニックス電機株式会社及びナカンテクノ株式会社は、自主的経営の下でそれぞれの事業の拡大と採算性の向上を図るとともに、互いの技術力を生かしてシナジー効果を発揮してまいります。

① フェニックス電機株式会社

露光装置及び光源製品については、一層の取引先との関係強化を図り安定供給を目指す一方、更なる採算性の向上に努めてまいります。紫外線・赤外線LEDの特性を生かした光源製品については、半導体メーカーをはじめ幅広い産業分野への提案を図ってまいります。

② ナカンテクノ株式会社

非接触型の印字方式であるインクジェット印刷機は、形状や基材を問わず印字することができるのが特徴であり、幅広い業界において採用が見込まれるところとなります。その中から省力化、省人化、省エネに貢献し、高付加価値の用途に対応する市場に求められる開発を進めてまいります。

エネルギーをより高効率化するため、パワー半導体の普及が今後も進んでいくことが見込まれている中、従来のSiパワー半導体から次世代材料である「SiC」で製造したSiCパワー半導体の利用が拡大しています。今後電動車用を主軸として市場の成長が予想される「SiC」専用の高品質化、低コスト化に優れた加工装置の開発を進めてまいります。

③ 共通課題

フェニックス電機株式会社の光源技術、ナカンテクノ株式会社の装置技術・販売力を合わせ、シナジー効果が発揮できる新規事業を開拓してまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、産業用ランプ及びLEDランプの製造販売を主たる事業とする「ランプ事業」、配向膜印刷装置、特殊印刷機、UV露光装置光源ユニット、及び検査・計測装置等の製造販売を主たる事業とする「製造装置事業」の2事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	本社	東京都中央区
フェニックス電機株式会社	本社・工場	兵庫県姫路市
ナカンテクノ株式会社	本社・工場	千葉県佐倉市
株式会社ルクス	本社	兵庫県姫路市
	東京営業所	東京都港区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
株式会社リードテック	本社・工場	福島県いわき市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
277名	8名減

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマー・契約社員）、嘱託社員及び派遣社員は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	3名増	44.3才	2.6年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（契約社員）は含めておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社中国銀行	100,000千円
株式会社山陰合同銀行	100,000千円
株式会社東邦銀行	60,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,806,900株 (自己株式4,659,041株を含む)
 (3) 株主数 18,508名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
加賀電子株式会社	881,000株	4.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	578,900	3.18
岩崎泰次	410,000	2.25
J. P. MORGAN SECURITIES PLC (常任代理人 J P モルガン証券株式会社)	210,423	1.15
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社)	204,200	1.12
松下彰利	186,000	1.02
野村信託銀行株式会社(投信口)	168,600	0.92
東京短資株式会社	163,500	0.90
斉藤定一	155,000	0.85
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	154,000	0.84

(注) 当社は自己株式4,659,041株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2023年6月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬の支給を決議し、2023年7月19日に自己株式の処分により交付しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	3,496株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 良久	ナカンテクノ株式会社代表取締役社長 株式会社リードテック代表取締役会長 株式会社ルクス代表取締役社長
常務取締役	秋葉 泰	当社社長室室長兼統括管理部部長 株式会社ルクス取締役 フェニックス電機株式会社代表取締役社長
取締役	名倉 啓太	弁護士 D I C株式会社監査役
取締役	木下 玲子	アドミラルキャピタル株式会社代表取締役 株式会社D oフィナンシャルサービス代表取締役 東日本信販株式会社代表取締役 株式会社ユニファイナンス代表取締役 フェニックス電機株式会社取締役 ウイスタリアン株式会社代表取締役
常勤監査役	鬼塚 達哉	フェニックス電機株式会社監査役
監査役	四宮 章夫	弁護士 合同製鐵株式会社取締役
監査役	鈴木 智子	公認会計士 税理士 いちごホテルリート投資法人監督役員 U B E株式会社取締役監査等委員

- (注) 1. 監査役鈴木智子氏は、2023年6月21日開催の第47期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役上道俊和氏は、2023年6月21日開催の第47期定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任しております。
3. 取締役名倉啓太及び取締役木下玲子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役四宮章夫及び監査役鈴木智子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役鬼塚達哉氏は、金融機関や当社グループの取締役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役四宮章夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役鈴木智子氏は、公認会計士として企業経営及び会計に関する見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 社外取締役木下玲子及び社外監査役鈴木智子の両氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月24日開催の第39期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役名倉啓太氏、木下玲子氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は以下のとおりであります。

当該契約の被保険者は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役であり、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金（保険約款に基づく免責事由に該当するものを除く。）を填補することとし、その保険料はそれぞれの会社が全額負担しております。

被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会にて決議された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、役位・責任に相応しい適正な水準とし、当社グループの業績および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能し、かつ株主の皆様と価値を共有する内容であることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）については、基本報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬、並びに譲渡制限付株式報酬からなる非金銭報酬で構成することとし、社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

金銭報酬は、各取締役の役位・責任に応じた固定額である基本報酬と、会社の収益状況を示す連結営業利益（当連結会計年度は14億72百万円）を指標とし、当該指標に役位・責任に応じた料率を乗じて算定する業績連動報酬であり、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会にて審議し決定しております。なお、グループ会社の取締役を兼任し、当社と責任限定契約を締結する取締役の報酬は、兼任先グループ会社の基準による基本報酬と、兼任先グループ会社の連結営業利益を指標にした業績連動報酬であり、兼任先グループ会社より支給しております。

金銭報酬の支給にあたっては、総額を12等分した金額を定時株主総会の翌月から毎月支給しております。

譲渡制限付株式報酬は、株主の皆様との更なる価値共有を企図したものであり、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、支給に関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値で計算した株式数の付与のための金銭債権を支給し、その全額を現物出資財産として払い込みすることで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであります。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、監査役が参加する取締役会で審議のうえ決定しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額2億40百万円（うち社外取締役年額20百万円以内）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬は、2019年6月21日開催の第43期定時株主総会において、年額30百万円かつ5万株以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	93,148 (11,130)	66,129 (11,130)	23,519 (-)	3,499 (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24,810 (9,930)	24,810 (9,930)	- (-)	- (-)	4 (3)

(注) 上記には、2023年6月21日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	名 倉 啓 太	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、弁護士として企業法務に精通する専門家としての見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮されております。
取 締 役	木 下 玲 子	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、経営者としての豊富な経験及び金融・投資の専門家としての見地から、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を発揮されております。
監 査 役	四 宮 章 夫	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監 査 役	鈴 木 智 子	2023年6月就任後開催の取締役会8回全てに出席し、また、2023年6月就任後開催の監査役会3回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

- ⑤ 社外役員の意見により、決定された事業方針又はその他の事項の変更
該当事項はありません。
- ⑥ 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ⑦ 社外役員の報酬等の額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
社外役員	21,060	21,060	-	-	5

(注) 上記には、2023年6月21日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

- ⑧ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

保森監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました仰星監査法人は、2023年6月21日開催の第47期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

30,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社及びグループ会社は、お客様に選ばれる、他社が追従できない高付加価値製品・サービスの開発を追求するとともに事業シナジーを創出しながら成長性を加速させ、経営基盤の安定と事業の拡大を図ることを基本方針とし、持続的な成長力のある研究型企業を目指し、全てのステークホルダーに報いる開かれた会社を運営してまいります。

当社グループは、この使命を達成するためには、

- ① コーポレートガバナンスの確立
- ② 事業活動に関わる法令、定款、企業倫理等の遵守
- ③ リスクに対する的確かつ迅速な対応
- ④ 信頼性のある財務及び事業活動状況の適時適切な情報開示
- ⑤ 業務の有効性及び効率性の確立
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求への毅然とした態度及び、取引関係の排除を経営の基本に据えた「内部統制の仕組み」を構築するとともに継続的にその機能強化に努めます。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、社長を委員長とする「内部統制委員会」において、内部統制システムの構築・維持・向上並びに内部統制に係る重要事案について審議し、取締役会に報告する。
- ② 当社グループは、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、また、取締役及び従業員はそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたる心構え、指針と具体的な順守事項を規定した「コンプライアンス規程」に従い行動する。
- ③ 当社グループのコンプライアンス統括部署である当社統括管理部は、コンプライアンス維持を徹底するために、一定の重要事項の決定については、社内外の専門部署と連携を図り、事前に適法性等の検証を行う。

- ④ 当社は、法令違反その他のコンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため、「相談・通報制度」に基づき、当社グループの全ての従業員が利用できる内部通報窓口を設置する。
- ⑤ 当社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループは、「取締役会規程」「監査役会規則」「インサイダー情報管理規程」「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に基づき、各種文書、帳票並びに情報について、適切に作成、保存、管理する。
- ② 電磁的な情報は、ファイアウォールを施したサーバに一元的にファイルされ、定期的にデータのバックアップを行う。
- ③ 個人情報については、「個人情報管理規程」「特定個人情報取扱規程」に従い管理する。
- ④ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「リスク管理規程」に従い、不測の事態が発生した場合、損害・影響額を最小限に留める迅速な対応体制を整備する。
- ② 当社グループは、当社社長の指示に従い、定期的にリスク評価を行い、リスクの回避・軽減・転嫁・保有等の対応策を検討し実施する。
- ③ 当社は、グループ会社のリスク管理、リスクマネジメント推進にかかる課題の抽出と対応策の進捗管理を行うため、グループ会社に年2回の報告を義務付ける。
- ④ 重要なリスクが発生、又はその恐れが生じた場合は、「内部統制委員会」を開催して対応策を検討・審議し、損失の防止及び収益の保全、再発防止等危機管理にあたる。
- ⑤ 内部監査室（グループ会社を含む）が各部門の往査を行うにあたっては、常にリスク管理の視点から監査を行い、リスク管理の徹底を図る。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」「稟議規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等を常に見直し、整備し運用する。
- ② 当社グループは、取締役会を定期開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催し、活発な意見の交換によって取締役会の運用を活性化し、迅速な経営意思の決定と効率的な業務執行を行う。
- ③ グループ会社は、的確な執行決定を行うため、社長の諮問機関であり、取締役、監査役及び部長をもって構成する「経営会議」の運営を充実し、取締役会にその審議内容を反映する。また、当社はグループ会社に対し、「経営会議」の内容の報告を義務付ける。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社はグループ会社の経営の自主性を尊重するが、グループ会社は、「関連会社管理規程」に定める報告事項、事前承認事項を遵守し、当社は、報告事項、事前承認の協議を通じてグループ会社の事業内容の的確な把握を行う。
- ② 当社のグループ会社に対する議決権行使については「関連会社管理規程」に定める。
- ③ 当社の「コンプライアンス規程」をグループ会社に準用し、当社と一体となったコンプライアンス体制を確立する。
- ④ グループ会社にコンプライアンス担当部署を置き、当社統括管理部との連携を密にするとともに、「内部統制委員会」にも関与させて、グループ全体のコンプライアンスの統括・推進の一翼を担わせる。
- ⑤ 当社の「相談・通報制度」をグループ会社に準用して運用する。
- ⑥ 内部監査室は、グループ各社の内部監査室と連携し、各社の内部監査結果の報告を収集し、その結果を当社監査役へ報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が補助使用人を求めた場合、取締役会はその任命を決定する。
- ② 補助使用人が他の部署と兼務となる場合、補助使用者は監査役補助業務を優先する。

- ③ 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役及び補助使用人の所属する部署の上長等の指揮命令を受けない。
- ④ 補助使用人の人事異動、評価、懲戒については、監査役会の同意を得た上で機関決定する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び従業員、グループ会社の取締役、監査役、従業員及びこれらの者から報告を受けた者は、法令違反及び会社に損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合のほか、内部監査（グループ会社を含む）の実施状況、コンプライアンスに関する事項については、すみやかに当社の監査役に報告することを徹底する。
- ② 当社グループは、監査役に報告を行ったことを理由として、報告者に対して不利益な扱いを行わない。
- ③ 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて業務の執行状況を把握するために諸会議（グループ会社を含む）に出席するほか、稟議書、契約書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求める。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ② 監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ② 監査役及び監査役会が、法令及び監査役監査基準に従って、業務及び財産の状況に関して報告を求めた場合は、取締役及び従業員は遅滞無くその内容を報告する。
- ③ 取締役は、監査役及び監査役会と会計監査人との連携向上に協力する。
- ④ 内部監査室（グループ会社を含む）は監査役と共同監査等を行い、監査の効率性及び監査の質の向上を図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除することを基本姿勢とし、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、関係団体とも連携の上、全社を挙げて法に則して対応する。
- ② 統括管理部は、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、グループ全体への啓発活動に努める。
- ③ 統括管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社組織全体で対応する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システム構築のための基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等への適合性を確保する体制を整備し運用する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことを踏まえ、2015年6月24日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針の一部を改定し、コンプライアンス規程等の各種規則の継続的な整備、運用を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[17,368,439]	【流動負債】	[4,444,841]
現金及び預金	11,999,958	支払手形及び買掛金	824,683
受取手形、売掛金及び契約資産	2,120,759	電子記録債務	165,421
電子記録債権	470,905	短期借入金	200,000
商品及び製品	221,018	1年内返済予定の長期借入金	9,295
仕掛品	1,602,234	未払法人税等	821,379
原材料及び貯蔵品	665,970	契約負債	1,527,232
前渡金	66,034	賞与引当金	248,943
その他	224,411	製品保証引当金	10,293
貸倒引当金	△2,853	工事損失引当金	59,491
【固定資産】	[3,531,213]	その他	578,100
(有形固定資産)	(1,786,515)	【固定負債】	[300,933]
建物及び構築物	658,172	長期借入金	50,705
機械装置及び運搬具	255,679	繰延税金負債	191,539
土地	722,733	その他	58,688
建設仮勘定	43,081	負債合計	4,745,775
その他	106,848	純資産の部	
(無形固定資産)	(34,410)	【株主資本】	[15,377,096]
その他	34,410	資本金	2,133,177
(投資その他の資産)	(1,710,286)	資本剰余金	2,572,667
投資有価証券	1,342,160	利益剰余金	11,837,752
繰延税金資産	66,120	自己株式	△1,166,501
その他	390,595	【その他の包括利益累計額】	[776,781]
貸倒引当金	△88,589	その他有価証券評価差額金	776,781
資産合計	20,899,652	純資産合計	16,153,877
		負債及び純資産合計	20,899,652

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売上	上	高			10,871,072
売上	上	原	高		6,787,072
販売	費	総	利		4,084,000
営業	業	び	管		2,611,634
営業	業	外	理		1,472,365
受取	取	利	費	1,529	
受雑	取	配	益	48,200	
営業	業	収	益	8,976	58,706
支為	払	当	息		
支雑	替	費	金	7,509	
経	常	利	入	8,692	
特	別	差	用	28,111	
固	資	手	息	1,192	45,506
投	有	損	損		
そ	価	数	料	2,937	
特	の	損	失	1,653,641	
固	の	損	益	849	1,485,566
固	の	損	益		
事	の	損	益	90	
務	の	損	益	210	
所	の	損	益	21,046	21,347
移	の	損	益		
転	の	損	益		
費	の	損	益		
用	の	損	益		
税	前	純	利		3,121,647
金	当	利	益		
等	期	益	税	817,557	
調	純	額	業	12,241	
整	利	整	税		829,798
前	益	額	額		
当	純	額	額		2,291,848
期	利	額	額		
純	益	額	額		2,291,848
利	益	額	額		
益	純	額	額		2,291,848
親	利	額	額		
会	益	額	額		
社	純	額	額		
株	利	額	額		
主	益	額	額		
に	純	額	額		
帰	利	額	額		
属	益	額	額		
す	純	額	額		
る	利	額	額		
当	益	額	額		
期	純	額	額		
純	利	額	額		
利	益	額	額		
益	純	額	額		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	2,133,177	2,570,043	9,691,058	△1,167,377	13,226,902
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△145,154	－	△145,154
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	2,291,848	－	2,291,848
自 己 株 式 の 処 分	－	2,624	－	875	3,499
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2,624	2,146,693	875	2,150,193
2024年3月31日残高	2,133,177	2,572,667	11,837,752	△1,166,501	15,377,096

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2023年4月1日残高	1,786,631	1,786,631	15,013,533
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△145,154
親会社株主に帰属する当期純利益			2,291,848
自 己 株 式 の 処 分			3,499
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△1,009,849	△1,009,849	△1,009,849
連結会計年度中の変動額合計	△1,009,849	△1,009,849	1,140,343
2024年3月31日残高	776,781	776,781	16,153,877

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 4社 |
| 連結子会社の名称 | フェニックス電機株式会社
株式会社ルクス
ナカンテクノ株式会社
株式会社リードテック |
| (2) 非連結子会社の数
及び名称 | 該当事項はありません。 |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

 その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定）
---------------------	--

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
------------	-------------

② 棚卸資産

 評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

 評価方法は、ランプ事業においては総平均法を、製造装置事業においては個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法) によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いにあてるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 製品の無償保証期間における修理・交換等に要する費用に備えるため、過去の売上原価に対する当該費用の発生割合に基づく保証費用見込額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金 工事契約に基づく取引のうち、連結会計年度末において受注額を上回る工事原価の見積もりとなるものについて、損失見込額を計上することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① ランプ事業

各種ランプの製造販売等を行っており、これらについては、当該製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内販売では、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売では、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

② 製造装置事業

各種製造装置の製造販売等を行っており、これらについては、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、顧客先に据付け動作を確認した時点及び動作確認後の顧客先での調整及び立会業務が完了した時点、又は顧客先が検収した時点に一括で履行義務が充足された場合に区分して収益を認識しております。なお、物品の輸出販売においては、当該製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡時点で収益を認識しており、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 営業債権等の評価の妥当性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業債権等（債権及び契約資産） 2,735,526千円

貸倒引当金（流動資産及び固定資産） △91,442千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

製造装置事業における海外の得意先に対する営業債権等は現地の業界の動向や商慣習の影響を受け、平均回収期間が長いため、内規に基づき貸倒懸念債権等と判断した営業債権等の回収可能額の見積りに変更が生じる可能性があります。このような場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価の妥当性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,489,223千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、簿価と期末日以降に発生する原価（以下、「将来発生原価」という。）の見積額が正味売却価額を上回る棚卸資産の簿価を正味売却価額まで切下げるとともに、正常な営業循環から外れた滞留棚卸資産の簿価を定期的に切下げております。また、受注に基づく生産開始後に、得意先の倒産等により注文が取り消される場合には、仕掛品の販売可能性を個々に評価し、正味売却価額を見積っております。

過去の実績等に基づき将来発生原価及び正味売却価額を見積っておりますが、見積額が実際の将来発生原価の額や正味売却価額と乖離する、経営環境や市場の需給変化を踏まえ規則的な切り下げの内規を改定するなど、簿価切下げ額の見積りに変更が生じる可能性があります。このような場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,521,971千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	109,153千円
売掛金	1,448,539千円
電子記録債権	470,905千円
契約資産	563,065千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 10,871,072千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式の総数

普通株式 22,806,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	145,154	8.00	2023年3月31日	2023年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	635,175	35.00	2024年3月31日	2024年6月21日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資が発生した場合には定期預金等、安全性の極めて高い金融資産で運用しております。

なお、当社グループでは、グループ各社の自主独立を基本とし、資金面においても同様に、グループ各社は外部からの調達又は当社からの調達を選択できるものとし、また当社はグループ全体の資金管理並びに与信面で扶助することによりグループ全体の財務の安定を図るため、グループ金融規程を定めて対応しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、営業債権であり、顧客の信用リスクにさらされております。そのため、当該リスクに関し、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額の設定及び回収期日と残高の管理を行っております。

また、一部の顧客に対して外貨建債権が存在し、為替変動リスクにさらされております。為替相場の状況については毎月把握され、経営会議において報告されております。

投資有価証券は、取引先との事業関係上保有している株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクにさらされているため、四半期末ごとに時価等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、営業債務であり、いずれも1年以内の支払期日であります。

一部の仕入先に対して外貨建債務が存在し、為替変動リスクにさらされております。為替相場の状況については毎月把握され、経営会議において報告されております。

借入金は短期のものは主として運転資金、長期のものは主として設備資金であります。短期借入金については、金利変動リスクにさらされておりますが、短期間に決済されるものであり、金利変動リスクは低いと判断しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,342,160	1,342,160	－
資産計	1,342,160	1,342,160	－
長期借入金	60,000	61,680	1,680
負債計	60,000	61,680	1,680

(※1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,342,160	—	—	1,342,160
資産計	1,342,160	—	—	1,342,160

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	61,680	—	61,680
負債計	—	61,680	—	61,680

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ランプ事業	製造装置事業	計	
日本	1,604,063	1,914,983	3,519,047	3,519,047
中国	758,070	3,901,856	4,659,926	4,659,926
アジア（中国を除く）	287,139	2,390,587	2,677,726	2,677,726
その他	9,955	4,415	14,371	14,371
顧客との契約から生じる収益	2,659,229	8,211,843	10,871,072	10,871,072
外部顧客への売上高	2,659,229	8,211,843	10,871,072	10,871,072

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,351,988
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,028,599
契約資産（期首残高）	673,766
契約資産（期末残高）	563,065
契約負債（期首残高）	400,140
契約負債（期末残高）	1,527,232

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	890円13銭
2. 1株当たり当期純利益	126円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[4,981,390]	【流動負債】	[121,883]
現金及び預金	4,855,580	未払金	64,961
未収入金	71,455	未払費用	5,189
未収還付法人税等	46,336	未払法人税等	26,913
その他	8,017	未払消費税等	8,944
【固定資産】	[3,708,205]	預り金	5,333
(有形固定資産)	(767,549)	賞与引当金	10,540
建物	210,214	【固定負債】	[368,451]
構築物	4,008	繰延税金負債	368,153
工具器具及び備品	5,183	その他	297
土地	548,142	負債合計	490,334
(無形固定資産)	(716)	純資産の部	
ソフトウェア	716	【株主資本】	[7,422,479]
(投資その他の資産)	(2,939,939)	資本金	2,133,177
投資有価証券	1,342,160	資本剰余金	2,572,667
関係会社株式	1,578,689	資本準備金	2,563,867
その他	19,090	その他資本剰余金	8,800
		利益剰余金	3,883,136
		利益準備金	14,025
		その他利益剰余金	3,869,111
		繰越利益剰余金	3,869,111
		自己株式	△1,166,501
		【評価・換算差額等】	[776,781]
		その他有価証券評価差額金	776,781
資産合計	8,689,595	純資産合計	8,199,261
		負債及び純資産合計	8,689,595

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	科 目	金	額
営	業 収 益		430,817
営	業 費 用		432,457
営	業 損 失		1,640
営	業 外 収 益		
	受 取 利 息	1	
	受 取 配 当 金	219,161	
	受 取 賃 貸 料	34,112	
	雑 収 入	2,171	255,445
営	業 外 費 用		
	支 払 利 息	386	
	賃 貸 収 入 原 価	30,910	31,297
経	常 利 益		222,507
特	別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	0	0
特	別 損 失		
	固 定 資 産 除 却 損	0	
	事 務 所 移 転 費 用	21,046	21,046
税	引 前 当 期 純 利 益		201,461
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,865	
法	人 税 等 調 整 額	△1,857	8,007
当	期 純 利 益		193,453

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年4月1日残高	2,133,177	2,563,867	6,176	2,570,043	14,025	3,820,812	3,834,837
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△145,154	△145,154
当期純利益	-	-	-	-	-	193,453	193,453
自己株式の処分	-	-	2,624	2,624	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	2,624	2,624	-	48,299	48,299
2024年3月31日残高	2,133,177	2,563,867	8,800	2,572,667	14,025	3,869,111	3,883,136

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日残高	△1,167,377	7,370,681	572,283	572,283	7,942,965
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△145,154			△145,154
当期純利益	-	193,453			193,453
自己株式の処分	875	3,499			3,499
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			204,497	204,497	204,497
事業年度中の変動額合計	875	51,798	204,497	204,497	256,296
2024年3月31日残高	△1,166,501	7,422,479	776,781	776,781	8,199,261

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いにあてるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社として、関係会社の経営管理、コンサルティング並びにそれに付随する業務を行っており、関係会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務と認識し、業務が完了した時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 817,889千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 71,567千円

短期金銭債務 32,286千円

5. 保証債務

子会社の取引先への契約義務に関する銀行保証及び金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

保証金額 345,480千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引 430,817千円

営業取引以外の取引 205,073千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,659,041株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	286,783千円
繰越欠損金	1,921千円
その他	14,877千円
	<hr/>
繰延税金資産小計	303,582千円
評価性引当額	△294,924千円
	<hr/>
繰延税金資産合計	8,657千円

繰延税金負債

関係会社株式売却益	△33,988千円
その他有価証券評価差額金	△342,822千円
	<hr/>
繰延税金負債合計	△376,811千円
	<hr/>
繰延税金資産（負債）の純額	△368,153千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	フェニックス電機 株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導及び 業務受託 役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸	29,415	未収入金	2,696
				業務受託及び 経営指導 (※ 1)	132,046	未収入金	12,075
				グループ通算に係る 通算税効果額等	19,187	未払金	19,187
	株式会社ルクス	所有 間接 100.0%	役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸	1,083	未収入金	99
				グループ通算に係る 通算税効果額等	1,283	未収入金	1,283
	ナカテクノ 株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導及び 業務受託 役員の兼任 設備の賃貸 出向者の受入 債務保証	設備の賃貸	3,273	未収入金	289
				業務受託及び 経営指導 (※ 1)	298,771	未収入金	27,386
				経費立替	—	未払金	2,500
				グループ通算に係る 通算税効果額等	27,509	未収入金	27,509
	株式会社 リードテック	所有 間接 100.0%	役員の兼任 設備の賃貸	債務保証 (※ 2)	345,480	—	—
設備の賃貸				339	未収入金	29	
				グループ通算に係る 通算税効果額等	10,599	未払金	10,599

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※ 1) 業務受託料及び経営指導料は、当社グループの規程に基づき、グループ運営費用を均等又は各子会社の事業規模に応じ負担割合を設定し受取っております。

(※ 2) 子会社の取引先への契約義務に関する銀行保証及び金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 451円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円66銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎 貴史
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小松 華恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎 貴史
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小松 華恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室、統括管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社 監査役会

常勤監査役	鬼塚達哉	Ⓔ
社外監査役	四宮章夫	Ⓔ
社外監査役	鈴木智子	Ⓔ

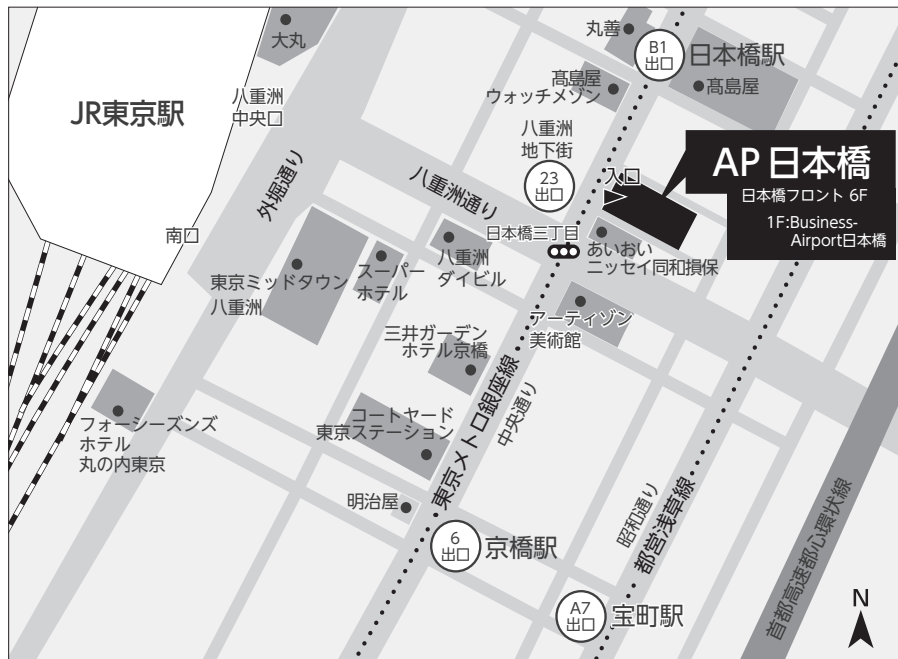
以上

株主総会
会場ご案内図

会場

日本橋フロント 6F AP日本橋

東京都中央区日本橋3-6-2 ☎03-3273-3109



交通のご案内

● 東京メトロ銀座線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分

● JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩5分

※会場には駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご了承ください。

当日ご出席いただく株主の皆さまへ

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。